



ワンダフルなマナーで飼ってね!

- 犬を飼うときは「登録と注射」**
未登録の犬⇒健康増進課で登録手続きを（登録料3,000円）
登録済みの犬⇒健康増進課で登録変更の手続きを（無料）
犬を市内の人に譲ったとき⇒登録変更の届けを健康増進課へ
犬を市外の人へ譲ったり、市外へ引っ越したら⇒犬が住むことになる市区町村へ届けを

毎年1回、狂犬病予防注射を受け、注射済票（鑑札）を首輪に付けるのも忘れずに!

犬は正しくつないで!
犬に対する苦情の大半は、無責任な放し飼いによるもの。多くの人の迷惑にならないように!

フンの後始末は必ずしよう!
散歩のときは、袋などを用意して責任を持って処理しましょう。



夜鳴き、無駄ぼえの防止を!
しつけも大切ですが、散歩（運動）が足りないと欲求不満が原因でほえる傾向も。運動不足にならないように心を配って! また近所迷惑にならないよう、つなぐ場所にも配慮を!

犬が逃げたら連絡を!
岡山県動物愛護センター（☎08 67-24-9512）へ連絡。警察署や近所の人への連絡も忘れずに。

犬が人をかんだら病院へ!
まず、人のけがの処置を病院でしましょう。万一、狂犬病の感染が疑われる場合はワクチン接種が必要です。岡山県動物愛護センターにも連絡を。

犬が死んだら届けを!
健康増進課へ鑑札を添えて死亡の届け出を。死体を埋める場所がない場合は健康増進課へ相談してください。



ぼくたち犬は、人間にとって番犬としてだけでなく、ときには心をなごませ、豊かにさせる「家族」のような存在でもあるよ。でも、心ない飼い主によって近隣とのトラブルや迷惑の原因になることが…。犬の飼い方のマナーとルールについて、もう一度考えてほしいワン!

犬を飼えなくなったら…
新しい飼い主を探して! どうしても飼えない場合は、津山保健所（☎23-0111）へ連れて行って手続きを。毎月第1〜4火曜日午前10時30分〜11時30分に引き取りをしています。

犬に関する相談は…
岡山県動物愛護センターへ。センターでは次の業務をしています。

ペットの飼い方の指導、野犬の保護、負傷動物の保護・治療、譲渡動物の健康診断、飼えなくなった犬・猫の引き取りなど

問い合わせ先 健康増進課（市役所東庁舎1階）☎32-2069

「新津山市国際化推進プラン」(案)

パブリックコメント募集

「新津山市国際化推進プラン」の策定にあたって、みなさんとともに計画づくりを進めるため、現在策定中の計画案を公開して意見や提案を募集します。

応募資格 ①市内に住所がある人 ②市内に事務所または事業所がある個人、法人、その他の団体 ③市内に勤務する人 ④市内の学校に通学する人

計画案公表場所 ①津山市ホームページ ②企画室（市役所3階）、各支所総務振興課窓口で配布

応募方法 ①住所②名前（または団体名）③電話番号など連絡先を記入して、郵便、ファクス、または直接持参

※津山市ホームページからの応募もできます

応募上の注意 ①応募された意見などに対する個別の回答はしませんが、概要と津山市の考え方をホームページなどで公表します（住所、名前などの個人情報公表しません）②電話、口頭での意見や住所、名前などが明記されていないものは、受け付けできませんのでご了承ください

締め切り 11月20日（月）必着

応募・問い合わせ先 〒708-8501 津山市北520 津山市企画室 ☎32-2027、☎32-2152

※意見を直接持参する場合は、各支所総務振興課でも受け付けます

外国人のための
おかやまライフセミナー

とき:11月25日(土)午後4時10分〜6時 ところ:岡山国際交流センター（岡山市奉還町）
内容:医療・福祉 対象:県内在住の外国人 定員:25人程度 参加費:無料
申込・問い合わせ先:岡山県国際交流協会 ☎086-256-2914

世代と世代の支え合い

かつて日本では、祖父母、父母、子どもたちがいっしょに暮らし、その中で家族が高齢者を扶養することが一般的でした。しかし、核家族化が進み、兄弟姉妹が少なくなっている現在、老後の生活を自分の子どもに頼ることが難しくなっています。

公的年金制度は、このような状況の中で、長い老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支えていく仕組みが必要、という考え方のもとで形成されてきた制度です。

20歳になったとき、退職したとき、配偶者の扶養から外れたときは、第1号被保険者になる届け出が必要です。

●国民年金の加入者は次の3種類

	どんな人が加入する?	保険料の支払い方法
① 第1号被保険者	自営業、農業・漁業、学生、無職の人など	自分で納める（免除制度もあり）
② 第2号被保険者	会社員、公務員など	給料から天引き
③ 第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の加入する制度が負担します

※60歳以上65歳未満の人や、20歳以上65歳未満の海外在住の人も任意加入（希望により加入）することができます

狩猟期間のお知らせ

年金を受けらるのほこりなとき

保険料は月額1万3,860円

今年度の保険料は月額1万3,860円です。月々の支払いには便利な口座振替や、お得な前納制度もあります。口座振替で1年分前納した場合、1年間で3,490円も割引に! 将来、より多くの年金を希望する人は月額400円の付加保険料を納めることもできます。

※所得が少なく納付が難しい場合は、**保険料免除・猶予制度**もあります。免除を受けた期間の分だけ、将来受け取る年金額が少なくなりますが、10年以内であれば後から納める追納ができます（免除を受けて3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意ください）

年金を受けらるのほこりなとき

遺族基礎年金 国民年金加入中または受給中に亡くなったとき、その人が生計を維持していた子のある妻または子が受給できます。保険料の納付要件があります

年額 102万円（子が1人いる妻の場合）

そのほか、一定期間保険料を納めて、年金を受けずに亡くなった場合に、寡婦年金や死亡一時金があります。

問い合わせ先 保険年金課 ☎32-2072（保険料納付相談は津山社会保険事務所 ☎31-2363）

狩猟期間のお知らせ

11月15日から翌年2月15日までは（イノシシに限っては2月末日まで）狩猟期間です。野山に出かける場合は、目立つ色の服装を心がけるなど十分に注意してください。問い合わせ先:岡山県自然環境課 ☎086-226-7310

11月6日〜12日
年金週間

国民年金って
どんな制度?